

海岸漂着物対策専門家会議（第8回）

平成26年2月28日

海岸漂着物対策専門家会議（第8回）

平成26年2月28日（金）15：05～16：33

環境省第1会議室

議 事 次 第

【議 題】

1. 漂流・漂着ごみ対策関連予算について
2. 海岸漂着物処理推進法についての検討
 - (1) 漂流・漂着ごみに関する現状
 - (2) これまでの議論の内容
3. その他

【資料一覧】

- 資料1 海岸漂着物対策専門家会議委員名簿
- 資料2 漂流・漂着ごみ対策関連予算とりまとめ
- 資料3 漂流・漂着ごみに関する現状
- 資料4 これまでの議論の内容
-
- 参考1 海岸漂着物処理推進法
- 参考2 海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針
- 参考3 関係省庁漂流・漂着ごみ対策関連予算概要
- 参考4 海岸漂着物処理推進法施行状況調査
- 参考5 地域GND基金及び海岸漂着物地域対策推進事業執行状況調査
- 参考6 海岸漂着物対策専門家会議（第7回）議事録

午後3時05分 開会

多田海洋環境室長補佐 それでは、第8回海岸漂着物対策専門家会議を開催させていただきます。私は事務局の環境省水・大気環境局水環境課海洋環境室で室長補佐をしております多田と申します。どうぞよろしく願いいたします。

本日は、環日本海環境協力センターの川崎委員からご欠席のご連絡をいただいております。そのほかは9名の委員の先生方にご出席いただくことになっております。また、本年4月より鳥取環境大学の水野委員のご後任として、同じく鳥取環境大学の小林委員がメンバーとして加わりました。どうぞよろしく願いいたします。

小林委員 どうぞよろしく願いいたします。

多田海洋環境室長補佐 それではお手元にお配りした資料の確認をさせていただきます。議事次第の下に配付資料一覧がございますけれども、資料1が委員の名簿になっております。資料2が予算の総括の1枚とその後に別紙ということで3枚の資料がございます。資料3が漂流・漂着ごみに関する現状。資料4がこれまでの議論の内容。その後に参考資料といたしまして、法律です。参考資料2が基本的な方針です。参考資料3が各省庁の予算の資料になります。参考資料4が海岸漂着物処理推進法施行状況調査でございます。参考資料5が地域GND基金及び海岸漂着物地域対策推進事業執行状況調査でございます。参考資料6が第7回の専門家会議の議事録になります。

以上になりますけれども、資料に不備がございましたら事務局にお申しつけくださいませ。よろしいでしょうか。

また、本日の会議、海外漂着物対策専門家会議設置要綱に基づき、公開とさせていただきます。

それでは、これよりの議事進行につきましては、座長である兼廣先生にお願いいたします。

兼廣座長 皆様、本日は年度末のお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。専門家会議の座長を務めさせていただきます兼廣と申します。

昨年2月に開催されてから1年、1年に1度の専門家会議ですので、今日はぜひ活発なご意見、議論をいただければと思います。

それではよろしく願いいたします。

それでは、早速ですが専門家会議の本題に入らせていただきたいと思います。最初に、漂流・漂着ごみ対策の関連予算についてまずご報告いただき、次に、海岸漂着物処理推進法について、委員の皆様方からご意見、ご議論いただきたいと思います。

まず、議題 1 の漂流・漂着ごみ対策関連予算について、事務局よりご説明をお願いいたします。

坂本海洋環境室長 海洋環境室長の坂本でございます。よろしくお願いいたします。昨年の 4 月からこの任にございます。前任の森同様、お引き立てのほどよろしくお願いいたします。

それでは、今、座長からお話のございました、漂流・漂着ごみ対策関連予算についてご説明申し上げます。

資料 2 をご覧ください。平成 26 年度漂流・漂着ごみ対策関連予算（総括）となっております。各関係省庁さんの予算につきまして、取りまとめたものでございます。ご覧いただきますと、上から海上保安庁、そして最後に国土交通省・農林水産省の順となっております。

まず、海上保安庁さんですが、平成 26 年度漂流・漂着ごみ対策関連予算としては、予算措置はなさっておられない。ただ、事業は行っておられるということでございます。補正予算も 25 年度は予算措置なしという形になっております。

続いて環境省でございます。環境省につきましては、平成 26 年度の関連予算といたしましては、7 億 9,300 万円＋その他の事業も含まれておりますけれども、379 億 4,200 万円の内数として事業を行っております。補正予算としては 23 億 7,600 万円＋630 億 2,000 万円の内数で事業を行っているというところでございます。

そして、次に気象庁さんでございますが、予算措置は 26 年度、そして 25 年補正もございませんが、実行で事業を行っていらっしゃる形です。

続いて経済産業省さんですが、3 億 3,500 万円の事業予算の内数として取り組んでおられるということで、25 年度補正はなしということです。

続きまして、国土交通省さんですが、8,047 億 600 万円の内数で平成 26 年度計上なさっておられるということで、25 年度補正はなしということです。

農林水産省さんは、152 億 7,100 万円と 661 億 1,100 万円の内数で 26 年度予算を組み立ておられると。そして 25 年度補正につきましては、16 億 5,100 万円と 184 億 2,900 万円の内数として補正を組まれておられると。

最後に、国土交通省・農林水産省と共同のものでございますが、災害関連事業の内数ということで災害が発生したときに両省で協力して対応をなさるという形になっております。

以上が総括表のご説明でございます。ご質問ございますでしょうか。よろしいですか。

続いて、関係省庁の個別の予算についても別紙に基づき、関係省庁からご説明をしていただきます。参考資料の 3 につきましても参照していただければと思います。

それでは、最初に海上保安庁さんからお願いいたします。

海上保安庁 海上保安庁の環境防災課専門官室の白石です。よろしくお願いいたします。

海上保安庁は、先ほど話がありましたように、予算措置なしであります。業務として二つの業務を海岸漂着ごみ関連で行っております。一つ目は、一般市民への環境保全思想の普及啓発ということで、一般市民への漂着ごみの分類調査、これに協力しております。

もう一方ですが、もう一方については、大量に漂着物が認められた場合、これを事件・事故の両面から調査をしております。また、関係する情報を関係自治体等へ情報提供等を実施しております。

以上です。

坂本海洋環境室長 ありがとうございます。それでは環境省からご説明を申し上げます。番号で3番でございます。海岸漂着物地域対策推進事業ということで、予算措置はゼロとなっておりますが、これは備考をご覧くださいますと、平成24年度補正予算にて99億9,900万円を措置し、平成25年度、26年度にこの金を使って事業を実施するというものでございます。

続いて、廃ポリタンク等の漂着状況調査です。これは予算措置はございません。内容につきましては、廃ポリタンク、医療系廃棄物及び特定漁具等に関しまして、関係地方公共団体などと連携して漂着状況の把握をするということで、予算措置はございませんが、関係都道府県にご協力いただきまして、数字を集計しているところでございます。

続きまして、漂着ごみ総合対策事業でございます。平成25年度予算が5,300万円でしたが、平成26年度は3,100万円ということで、2,200万円の減となっております。内容は、漂着ごみの全国的・経年的な漂着状況の把握、効果的な発生源対策の検討、そして漂着ごみ等の生態系への影響を踏まえた適切な対策の検討等を実施するというものです。

続いて、漂流海底ごみ対策総合検討事業ということで、これにつきましては平成25年度、2,600万円でしたが、平成26年度予算につきましては5,200万円ということで、2,600万円の増となっております。先ほどの漂着ごみからこちらに少しお金をシフトしているということでございます。内容につきましては、漂流海底ごみの全国的・経年的な状況の把握を実施するものでございます。ページをおめくりください。

続いて番号7のところですが、被災影響海域における海洋環境関連モニタリング調査というのがございます。平成25年度予算、3億5,900万円でしたが、26年度につきましては、3億4,600万円をお願いしています。対前年比では1,300万円の減となります。内容は東日本大震災により生じた津波起源の被災地からの有害物質や海底ごみの調査、震災起因洋上

漂流物に係る海洋環境等に関する環境影響調査等を実施するものであります。

続いて 8 ですが、国立・国定公園海域公園地区指定調査事業及び国立・国定公園の海域適正管理強化事業でございます。25 年度予算 8,000 万円、26 年度予算につきましては、1 億 5,900 万ということで 7,900 万円の増となっております。施策の概要ですが、海域の国立公園の保全管理を強化するとともに、海域公園地区の指定を進める事業を実施するものです。その中で国立公園等の自然海岸等において、ウミガメや海鳥の繁殖地等保全のために海岸漂着ごみの回収を含む清掃事業も実施しております。

続いて、環境省の廃棄物・リサイクル対策部からご説明申し上げます。

環境省 廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課の黒木と申します。

引き続き、予算の内容をご説明させていただきますが、9 番、10 番には廃棄物を市町村が処理する際の支援として実際に漂着したごみの処理を行うのに、通常の廃棄物処理に加え、漂着ごみにも使えるものとして挙げております。一つは、災害等廃棄物処理事業費補助金というものがございます。25 年度予算額 2 億円、26 年度予算は 2 億 500 万円ということになっております。これは災害廃棄物の処理に対して、海岸に実際に漂着したごみとかになりますけれども、それらを市町村が処理する際の費用について 2 分の 1 を補助するというものになっております。これは災害由来だけでなく、通常漂着した廃棄物につきましても、一定の要件はありますが対象にすることができます。

もう一つは、循環型社会形成推進交付金というものがございます。こちらは 25 年度予算額が 309 億 6,200 万円。26 年度予算が 379 億 4,200 万円ということになっております。こちらは、先ほどの漂着したごみを処理する際の施設を整備する際の費用についての支援を行うということになっております。漂着物につきましては、通常、一般の市町村の施設で一緒に処理されることもございますが、22 年度からはそのメニューに海外漂着物を処理するための施設としての除塩施設でありますとか、破碎切断施設等にも支援できるようになっております。

以上です。

坂本海洋環境室長 ありがとうございます。続いて、気象庁さんお願いいたします。

気象庁 気象庁の地球環境業務課の松本と申します。参考資料 3 の 6 ページを用いて説明させていただきます。

気象庁では、気象庁が所有します 2 隻の海洋気象観測船で日本周辺海域、また北太平洋に観測定線というものを設けまして海洋観測を行っております。海洋観測は主に気候変動の監視を目的に実施しています。この観測の一環で、昭和 52 年から発泡スチロールを初めといたし

まず浮遊プラスチック等の海上漂流物を目視で観測を行っています。観測した浮遊プラスチック等の漂流物は、その分布、種類、浮遊数の経年変化等を気象庁のホームページで随時公表を行っています。平成 26 年度におきましても、この観測とホームページでの公表を引き続き行っていきます。

以上でございます。

坂本海洋環境室長 ありがとうございます。次は、経済産業省さん、お願いいたします。

経済産業省 経産省環境指導室の高砂でございます。よろしくお願いいたします。

経産省でございますけれども、容り法を適切に執行するというところで、この海岸漂着物対策にも資するというところでやらせていただいております。具体的に予算を使ってやっているところでございますけれども、政策立案のための調査をメインにしてございます。26 年度におきましては、二つぐらい内容を予定しておりますが、入札の結果、少し変わるかもしれませんが、ご紹介をさせていただきますと、資料はないのですが、海外における容器包装を中心とした再生材市場の動向に関する調査というのをやらせていただこうと思っております。内容としては5カ国程度をピックアップしまして、その市場環境ですとか、市場拡大を支える取り組みをしっかりと調査をいたしまして、政策立案に活かしていこうと思っております。また、国内における容器包装のリサイクルマテリアルフローですとか、再生材市場拡大策に関する調査をやらせていただきたいと思っております。結果が出ましたら報告書等が出るとお思いますので、そのときにご紹介させていただくことになると思っております。

よろしくお願いいたします。

坂本海洋環境室長 ありがとうございます。続いて、国土交通省さん、お願いいたします。

国土交通省 国土交通省の港湾局でございます。お手元資料 3 の 3 ページの 13 番に予算措置を書いておりますが、参考といたしまして参考資料 3 の 8 ページをあわせてお開きいただくと説明の内容がわかりやすくなるかと思っております。

国土交通省港湾局におきましては、全国の閉鎖性水域、東京湾ですとか伊勢湾、大阪湾、瀬戸内海、有明海、こういったところにご覧の写真のような直轄の作業船を有しております、これをもちまして海洋における漂流ごみや油の回収を行っておるところでございます。平成 26 年度の予算額といたしましては、1,784 億 5,900 万という予算の中の内数で計上しております。

施策の概要といたしましては、今ほど申し上げたとおり、閉鎖性水域に特化してございますが、こちらにおける船舶航行の安全を確保して、また海域環境の保全を図るために海域に浮

遊する流木ですとか、あるいは船舶等が流出した油の回収、これらを行っておるところでございます。

以上でございます。

坂本海洋環境室長 ありがとうございます。続いて、国交省水管理・国土保全局さん、よろしく願いいたします。

国土交通省 同じく国土交通省河川環境課でございます。河川における取り組みとしましては、参考資料3の9ページ目でございますが、河川管理者といたしまして、この資料にございますように、河川の巡視等における早期発見や対応、連携した監視、また河川やダム等に貯留しました流木やゴミ等の処理、流域の住民との連携による清掃活動の実施、ゴミマップの作成、看板設置等による普及活動等を行っているところございまして、あわせまして、体制の強化ということで、関係機関との合同パトロール等の取り組み、ゴミマップ等の活用による普及促進、看板設置、監視カメラの設置等の取り組みを行っておるところでございます。

以上でございます。

坂本海洋環境室長 ありがとうございます。続いて農林水産省さん、まずは林野庁さん、お願いいたします。

林野庁 林野庁でございます。15番、災害に強い森づくりの推進、治山事業ということでございますが、豪雨ですとか、そういったときに、山崩れが起きたときに流木が出るということがあるんですけれども、そういったことにならないように、いわゆる治山施設の設置ですとか、機能の低下した森林の防ぎをすると、そういった取り組みによって流木の発生の軽減なんかにも役立てようということで取り組んでいるところございまして、26年度予算としては、661億円ということになっております。

以上でございます。

坂本海洋環境室長 ありがとうございます。それでは、続いて水産庁さん、お願いいたします。

水産庁 水産庁でございます。私からは番号16、17番、これについて説明をさせていただきます。

まず、漁場漂流・漂着物対策促進事業でございます。25年度予算4,400万円でございますが、概要につきましては二つあります。発泡スチロールといった漁業系資材のリサイクル技術の開発を行うということと、あと漁場に漂流物等が漂流していますので、そういったものの漂流物の回収・処理にかかる漁業者への支援を行っております。

それから、17 番の漁場復旧対策支援事業でございます。これは 25 年度、27 億円となっておりますが、概要としましては、これは東日本大震災で相当量の瓦礫が漁場に流入したということで、その回収・処理を専門業者と沖合底曳き網漁船を使ってそういったものを処理しているわけですが、そういった回収・処理に係る費用を支援しているというものでございます。また、そうした被災漁場において、沿岸漁業、養殖業を円滑に行うための漁具改良などが漁場機能回復技術といった技術開発等を行っておるものでございます。

以上です。

水産庁 同じく水産庁防災漁村課でございます。お手元の参考資料 3 の 13 ページ、一番後ろから 2 ページ目でございます。ここに水産環境整備事業、番号で 18 番というのがございます。これをご覧いただきながらお話聞いていただければわかりやすいと思います。

水産環境整備事業というのがございまして、そのうちの水域の環境保全対策といたしまして、漁場整備と端的に堆積物の除去等を行うというものでございます。これにつきまして、一般枠、これは通常枠の中で 110 億 7,100 万。それから被災向けに特に 8 億 500 万、今計上してございます。よろしく願いいたします。

坂本海洋環境室長 ありがとうございます。そして最後の災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業です。国交省さんをお願いしてよろしいですか。

国土交通省 国土交通省港湾局の井村と申します。よろしく願いします。

私から最後の 19 番のところですけども、災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業について説明します。この事業は、洪水とか台風の災害によって生じた海岸に漂着した流木やゴミにつきまして、海岸管理者が緊急的に実施する処理費のための支援を行うものでございます。

26 年度予算につきましては、具体的な数字ではありませんけれども、災害関連事業の内数ということで計上させていただいております。

以上でございます。

坂本海洋環境室長 ありがとうございます。それでは座長、よろしく願いします。

兼廣座長 どうもありがとうございました。ただいま漂流・漂着ごみ対策に関連する予算、各省庁の予算の内容、それから施策の概要についてご紹介いただきました、かなりいろいろな面から検討いただく予定にはなっております。この内容についてご意見、ご質問等ございますでしょうか。

田中委員、どうぞ。

田中委員 今のお話聞かせていただきますと、漂流・漂着ごみ対策関連で多くの調査や処理

対策が行われているというのがよくわかりました。鳥取環境大学も出させていただいておりますけれども、環境省の研究総合推進費というものをいただいて5年間のびのびのいろいろな問題の調査をやらせていただきました。今日の報告ではそういうものは踏まえていないということで、同様に文科部省などでも教育とか研究とか、そういう面で海ごみの関連したものもいろいろあるのではないかなと思っていますので、これのみ、これがごく一部がほとんどだと思いますけれども、気になったのは、研究の面から見ても非常に貴重な調査をやっているなというのがよくわかります。ごみの分類調査、1番目とか、いろいろ把握をするための調査など、調査ものが随分あると。それから、発生抑制絡みと普及啓発ですね。それから処理、促進というようなそういうものがあるので、特に調査とか、そういうものを一元的に何か情報の共有の仕組みができれば、重複を避けられるかなというのでどこかに、それぞれはどうなっているかもホームページで全部公表されていますよというのか。

それから、それらを1年に1回は情報交換なり、議論するような場があって、全体として戦略的に漂流・漂着ごみの対策が講じられるような仕組みが必要かなという気はいたしました。以上です。

兼廣座長 ありがとうございます。事務局からご意見ございますか。

坂本海洋環境室長 田中先生、ありがとうございます。おっしゃるところはごもっともでございます。今まで努力が足らなかったというところもあるかと思いますが、文科省の研究費も含めて研究費で行った調査・研究につきましては、今回、正直取りまとめていません。ただ、今後、こういった専門家会議等においてご議論いただくときには、そういったものもあわせてご報告できるように努めさせていただきます。

それから、あと関係省庁、いろいろ調査を行ったり、研究を行ったりしていると、その成果、一括してというお話でございます。それにつきましても、この会議以降、今日ご提言いただきましたので、また関係省庁さんともご相談しながら、何らかの形で取りまとめたものをこの専門家会議の場、もしくは一般にお示しできるようになればと思っておりますので、少しお時間を頂戴できればと思っております。

以上です。

兼廣座長 ありがとうございます。これだけ多面的な政策をとっていただくのですから、全体の総括的な内容もご報告いただければと思います。

ほかにご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次の議題に移らせていただきます。議題2の海岸漂着物処理推進法についての

検討ですけれども、最初に事務局から資料3の漂流・漂着ごみに関する現状と、それから資料4ですが、これまでの議論の内容についてご説明お願いいたします。

坂本海洋環境室長 それでは私、坂本からご説明させていただきます。資料3、4につきましては、参考資料4、5のものを取りまとめたようなものもございますので、ご参考にさせていただければと思います。

それでは、パワーポイントもございしますが、いずれかご覧いただきながらお話を聞いてやってください。

まず資料3をめぐっていただきますと、回収量と漂着量の関係を出させていただいています。回収・処理のところでございますが、平成21年から平成24年までお示ししております。ただ、平成24年につきましては、集計できていないものもございます。数量につきましては、平成21年が2万トン回収ということになっております。平成23年は6万2,800トンまでいっておりますが、平成24年につきましては、ぐっと下がりました、1万6,000トン余という形になっております。そして海岸の延長というか、清掃した海岸の距離でございますが、平成21年には3,048キロということで、全国の海岸の9%余りを清掃したという形になっております。平成23年は最大でございます、6,900キロ余ということで、全体の2割程度の海岸を清掃させていただいております。

そして、最後の一番下の推計現存量でございますが、これは計算の仕方によって上下するわけですけれども、ここに出しておりますのは、平成21年で7万トン近くあったであろうと。そして平成23年につきましても7万6,000トンぐらいあったであろうと推計しております、それなりに各省庁、都道府県等努力いたしまして、かなりの量のごみを回収しているというのがご覧いただけようかと思います。

それから、清掃前の状態に戻るまでに要するおおよその期間ということで、今年度、都道府県に、正確ではなくてもいいので、清掃した各海浜毎に今までの経験則からどの程度で元に戻ってしまうんでしょうかということで問い合わせをさせていただいております。それを取りまとめたのがこの表でございます、北海道・東北地方につきましては、おおよそ平均して9カ月ぐらいで元に戻ってしまうであろうということ。そして、関東地方であれば5カ月、中部で7カ月と。近畿、中国地方は4カ月ぐらいと短くなっています。四国と九州・沖縄は半年、6カ月ぐらいで元に戻ってしまいます。

ただ、これは台風とか大雨による突発的な大量発生とか、大量漂着は除いておりますので、それらが発生すれば、当然、期間は短くなるということでございます。

次のページをご覧くださいませ。これはもう既に何度もご覧いただいたことがあろうかと思いますが、漂着物の種類別のランキングということで、個数によるランキングと重量によるランキングをここに出しております。平成 21 年、22 年度の調査のものでございます。個数によるランキングをご覧いただきますと、やはりプラスチック系のものが圧倒的に多くなっているということで、個数というのが果たして妥当なのかということとはございますけれども、圧倒的にプラスチック系が多くを占めているというところをご覧いただければと思います。

重量によるランキングですと、流木、灌木が全体の 7 割程度を占めているということで、これは一つ一つが非常に重いと、比重があるということで、このようになっております。その他、人工系の発泡スチロール・プラスチック等については 2 割ぐらいという形になるわけですが、今後におきましては、この重量、個数だけではなくて、容積によるものも整理していければと考えております。やはり浜辺に出て、ぱっと目につくのは比重がどうのこうの、重量どうのこうのという前に、やはり容積として目につくわけですし、それなりの障害になるのも、やはり容積の部分で出てくるだろうと、効いてくるだろうとっておりますので、今後については容積についても数字をとっていきたいと考えております。

続きまして、ペットボトルの国別の割合でございます。これもご覧になったことがあろうかと思いますが、国外の多い地域と国内が多い地域がございます。また、国外が多い地域でも、韓国から来るものが多いところと、そして中国から来るものが多いということで、南西諸島、沖縄も含めたところはやはり中国からのものが多いということになっております。それから、対馬とか山口、下関あたりですと、やはり韓国のものが半分程度、それ以上を占めるということで多くなっておりますし、日本海側では島根県とか福井県に行ってもそれなりのものが外国から来ております。

一方、国内が多い地域というのは太平洋側に集まっております。ただ、和歌山県串本につきましては、これは多分、黒潮の関係だと思っておりますけれども、一番やはり黒潮が接岸しているところですので、ここにつきましては、日本のものが半分は占めておりますけれども、中国とかその他のところのものもまじっているというところをご覧いただければと思います。

次、ご覧くださいます。漂流・漂着ごみに関する国際協力の推進としております。ご承知のとおり、北西太平洋地域海行動計画（NOWPAP）における取組のご紹介です。日本海及び黄海の海洋環境保全を目的とするというのがこの NOWPAP の目的でございます。1994 年より日本、韓国、中国、ロシア、4 力国で構成し、活動を行ってきております。

プロジェクトについては、2006 年より開始しております。2006 年に海洋ごみに関する行動

計画を開始しております。そして、翌年 2007 年から現在に至るまで地域行動計画に基づいて次の三つの活動を行っているということになっております。

一つが、各国政府による漂着ごみに関するモニタリングでございます。二つ目が一般市民も参加したワークショップの開催。そして三つ目が、海岸清掃キャンペーンの実施ということでございまして、2013 年におきましては沖縄の恩納村でワークショップを行わせていただき、そして引き続いて海岸清掃も行ったということになっております。

続いて、日中韓三カ国環境大臣会合等における取組ですが、平成 22 年 5 月の第 12 回の TEMM で決定されました「環境協力に係る日中韓 3 ヶ国の共同行動計画」の中で、海洋ごみに関する協力の強化が盛り込まれております。同じ月に開催されました日中韓サミットにおいてもこれを推進していこうということになっております。

続いて、法 14 条に基づく地域計画の策定条件でございますが、策定済については 33 都道府県でございます。赤字のところは本年度策定していただいたところでございます。策定中のところが 2 県ございまして、岩手県と大阪府さんとなっております。未策定は 12 県でございます。このうち、海のある県としては福島県、静岡県、岡山県、広島県と、4 県が現在未策定という形になっております。

その下でございますが、法施行後、全国で地域計画の策定は進んでいるかというところで表をつくっております。22 年度には 16 都道府県でつくっていただきましたが、徐々に増えてまいりまして、25 年度においては 33 都道府県にまで増えているというのをご覧いただけるかと思えます。

続いて、海岸漂着物対策に係る事業費でございます。これについては関係各省庁さんとか、あと都道府県の単独事業なんかも入れておりますけれども、表をご覧いただくと一目瞭然のとおり、やはり法施行後、予算としては増えてきております。ただ、平成 24 年度はご承知のとおり、グリーンニューディールの後継が担保されなかったというところで、ここは少なくなっております。

続いて、発生抑制対策の取組でございます。事例としてはここをご覧いただくとおり、パンフレットの作成とか、そして学校・企業等における教育の実施、表彰、それからパトロールなどを実施しているということになっております。

それから発生抑制対策の取組が増加していると書いておりますが、これは基金事業を例として挙げております。平成 21 年度においては基金事業に占める発生抑制対策の割合というのは 2.9%でございました。その後、私どももできる限り発生抑制対策に取り組んでいただき

いということを都道府県にもお願いしてまいりました。その結果といたしまして、波はございますけれども、増えてまいりまして、平成 25 年度につきましては、18.3%ということで、かなりの割合まできております。

今後においては、発生抑制対策の効果の把握が大きな課題となつてこようかと考えます。

次でございます。地方公共団体の意見ということで、意見を頂戴しております。

まず一つが、法施行・財政措置後の変化があったかというものです。ここに六つほど並べております。まず海岸管理者等の責任が明確になりましたというのが挙がっております。二つ目として、回収要望があっても実施出来なかった海岸において回収活動が可能となったと。三つ目で、海岸漂着物を通して関係部局との連携が生まれたと。四つ目は同じですが、海岸漂着物の回収・処理が進んだ。五つ目が、災害ではない中程度の海岸漂着物の回収・処理に機動的に対応出来るようになったと。最後に、海岸漂着物の回収・処理以外の発生抑制対策にも取り組めるようになったということです。

一方、解決されていない課題としては、整理しましたところ六つが挙がっております。一つが、海岸漂着物の効率的な処理方法や発生抑制対策の先進優良事例の情報が必要ということで、私どもにしっかりやれということです。二つ目が、中央政府レベルで関係省庁の連携、関係省庁の予算の整合性を取ることが必要ということで、先ほど田中先生がおっしゃったところはここだと思っております。三つ目が、国による沿岸諸国への発生源対策の呼びかけが必要ということで、今までやってきておりますが、さらに積極的にというお話だと思っております。それから恒久的な財源措置が必要ということで、21 年以降、予算はついているわけですが、24 年度つかなかったということで、ご迷惑をおかけし、また都道府県、市町村、不安になっている部分もおありになるということで、しっかりと予算をつけるというお話です。そして全国レベルで海岸漂着物の普及・啓発が必要ということで、やはり複数の県をまたがって、もしかすると全国レベルで国としても普及啓発に取り組んでくれというお話だと思っております。それから、現在、漂流・海底ごみ対策については、調査しかやっていないというところがございますので、漂流・海底ごみ対策が必要という話になっております。

以上で、資料 3 のご説明でございます。

引き続き、資料 4 にまいります。これまでの議論の内容でございます。

発生抑制対策ですが、法 5 条から 27 条、方針の 2(2) から(5) までが該当いたします。1~7 まで列挙しております。一つが、発生抑制について更なる有効な方法を検討すべき。これは先生方から頂戴したものです、この資料 4 については、二つ目が、河川環境保全や 3R の

NPO、NGO も議論に加えるべきだと。三つ目が、廃棄物の不法投棄をなくし、適正な処理レベルを向上させる必要があると。四つ目が、モラルの向上のために、清掃活動への参加等、長期的な対策が必要である。五つ目が、河口域での重点的で定期的なごみ回収により、海洋にごみが流出することを防ぐべきである。六つ目が、自治体、NPO、NGO、地域の住民が連携し、普及、啓発等を行うべき。最後は、好事例・失敗事例を調査して、これは皆で共有すべきではないかというお話だと思っております。

続いて、財政措置、法の 29 条に該当いたしますが、1 から 5 までございます。財政措置は必要であるが、効果的・効率的な使い方をする必要がある。効果をしっかり把握しろということでございます。二つ目が、事業内容に応じて、例えば発生抑制対策ですが、重点的に予算配分すべき。三つ目、漂流ごみ、漂着ごみで予算が省庁間で分かれていて使い勝手が悪い。四つ目が、地域グリーンニューディール基金の事業の効果を検証すべき。最後五つ目ですが、海岸林や海岸段丘上の漂着物の回収・処理が補助の対象外であることが問題。これにつきましては、今年度措置いたしまして、こういったものについても可能な範囲で事業の対象となるようにさせていただきます。

続きまして 3 ページです。漂流・海底ごみで、国会の附帯決議でございます。一つが、漂流・海底ごみについても対策が必要である。二つ目で、海域及び海洋中で発生する漁業用のごみの原因を究明すべきということで、これは例えば牡蠣養殖のパイプなどが、その牡蠣養殖の現場で捨てられているというようなお話に関連するものだと理解をしております。

最後、4 ページでございます。その他ということで、法の 9 条から 24 条、方針 2 とかのところですが、1 から 5 まで列記をされております。一つが、国は、基本方針だけではなく、国とし取り組むべき事項と行程表を盛り込んだ基本計画を策定すべきではないか。二つ目が、県域を越える広域的な対応が希薄である。三つ目が、ごみの発生源である自治体が海岸漂着物対策に積極的に取り組むための措置や指導が必要。四つ目が、国は、都道府県に対する説明会や意見交換会を開くべき。最後、川のごみは、河川及び河川敷への不法投棄のみではなく、市街地の道路、植栽、橋からまたは風雨による散乱ごみも多いと。実態把握により、国土管理全体で散乱ごみ対策を位置づける必要があると。

以上でございます。では座長、よろしく願いいたします。

兼廣座長 はい、どうもありがとうございました。詳しい説明していただきました。漂着物の処理推進法が制定されてから、もう 4、5 年たちます。現在、いろんな検討がさらにやられているわけですが、資料 3 と 4 について、資料 3 では関係者の委員会等で検討されている漂着

ごみのいろんな調査内容について、漂着量、あるいはその質、量、内容的なもの、そういうご説明もいただきました。それから、漂流・漂着ごみに関する国際協力の現状とか、そういうことについてもご報告いただきました。それと法施行に伴って、財政措置がきちんととられるようになりましたので、そういう効果面、メリット、デメリットというのはいろいろあるんですが、そこら辺も実際に各地方自治体からいろんな意見が出てきているという、そういうご説明もいただきました。

資料 4 では、この委員会、専門家会議等の委員の先生方から今後どう改善していくべきかというような内容についてご意見いただいたものを整理させていただきました。この内容につきまして、少し時間をとってご意見、ご質問いただければと思っております。よろしくお願いいたします。

藤枝委員。

藤枝委員 藤枝です。今回の新しい基金から発生抑制について特に重点的に事業をするよとということ、鹿児島でもいろいろ対応を考えてきたんですけども、この法律、今回法律についてもう少しよく見ますと、発生抑制のところ、22 条から 24 条までですけども、22 条は調査費ですが、23 条ではごみの発生する行為の防止というのがあります。ここでまず海上での投棄といいますが、発生ということが欠けているので、これまでの議論の内容にも入ってますように、海上での発生についても、今後この法での対応について考えていただきたい。

それから、二つ目の土地での適切な管理、これは第 24 条ですけども、これはこの資料 4 の議論の内容の中では、その他の中に含まれているようですけども、これは発生抑制の項目ですので、しっかりと発生抑制の対策の中に入れていただきたいということです。それから、この発生抑制の中が含まれてないものがあと三つほどありますので、ぜひとも検討していただきたいと思います。

まず一つ目は、これまでの議論の内容と、資料 4 の中にも書いてあるんですけども、河川を通して海に行って流れてますので、河川の管理ということをしっかりこの法律の中でも書いていただきたいということ。これが三つ目です。

四つ目は、海上で、特にプラスチックは破片化をしていきます。昨年、一昨年から北大西洋、西海岸等ずっと震災漂流物の調査をさせていただいているんですけども、その中で見る光景というのは、小さな破片になって太平洋を漂流している微小なプラスチックなんです。放っておくと粉々になってしまう。要するにもとの量は一緒なんだけれども数が増えていって、さらに広がって回収できなくなってしまうということで、こういうものも発生抑制の課題の一

つの中に入れていただきたいということです。回収できなくなる、要するに破片になる前に回収するというのも発生抑制策の一つですし、また破片にならないような資材の使用の仕方、特にこれは発泡スチロールのフロートですけれども、こういうふうな適正な利用についても発生抑制の一つの項目、これが四つ目です。

それと、先ほど言いました海上での発生についても、この発生抑制の取組の中に明記をして、また都道府県の資料を見ますと、なかなかそこまで到達せずに教育ですとか、普及啓発活動というところに重点を置かれているようですので、そのあたりについてもしっかりやってくださいというふうな内容にしていきたいと思います。

以上です。

兼廣座長 ありがとうございます。藤枝委員から幾つかご意見とかご質問的なもの出ましたが、事務局、いかがでしょう。法律の条文とのかかわりもあるのかなと思うんですが。

坂本海洋環境室長 ありがとうございます。今のお話というのは、具体的なお話でございますので、法律については例示として幾つか挙げた中で「等」という形で整理していると。その法律の規定を踏まえて具体的にどうやっていくかについては、私ども行政の中で整理をしていけばいいのかなと思っておりますし、藤枝先生がおっしゃっていることについては、ごもっともなお話だと思っておりますが、ただ、都道府県の中には、発生抑制対策については一つ一つ順を踏んでやっていくんだということもございますので、全てを一気にはできないという実態もあるかと思っております。

ですから、今後やるべきこととして掲げながら、一つ一つ潰していく、もしくはあるものは先取りしていくというようなことが必要だと思っておりますし、そこについては私ども、藤枝先生とも連携しながら一つ一つ実現していくように、時間はかかるとは思いますけれども、頑張っていければと思っております。

以上です。

兼廣座長 はい、ありがとうございます。船上からの投棄というのは、本来、してはいけないことにはなっておりますよね。

坂本海洋環境室長 船上から投棄については物により、また海岸からの距離によりますけれども、海防法では原則は禁止でございます。海防法では投棄できるものを列挙しているという形でございますので。ただ、多分藤枝先生がおっしゃっているものについては、基本はやっちゃいかんというものが多いただろうと思っております。

兼廣座長 はい、ありがとうございます。ほかに、田中委員。

田中委員 ありがとうございます。資料3の4ページで、国際協力について意見言わせていただきたいと思います。

一つ、昨年の10月にアメリカ、ハワイでウミガメに関する国際会議がありました。それに出席しましたが、ほとんどアメリカ人と日本人ばかりでしたが、その中でいろいろアメリカが心配されている課題の一つは、津波ごみがアメリカに大量にやって来るといような心配をされていて、その廃棄物が放射能が非常に高いといような市民の不安があると、こようなご指摘がありましたので、海ごみに関する可能な限り、正しい情報を発信していくということが大事かなという気がします。その辺の業務をどこかがやるのかなというのが、ニーズとしてはあるかなという気がしました。アメリカの人たちも日本で国際会議をやるなりして、日本の調査や研究の成果も発表して、間違った誤解を解くよような努力も必要かなと思います。

そのときに、東京大学では津波ごみの追跡調査をやっているんですけども、その一つの例が追跡している模擬ごみがオレゴン州の海岸に漂着しているということがわかっているんですけども、その発見に協力しますということで、アメリカのその関連の団体が呼びかけて、日本の調査の模擬ごみの発見に皆さん協力してくださいという、こような呼びかけをして、これからもお互いに情報交換しましょうとこようなことが、メールではやりとりしております。

それから室長、坂本さんにも来ていただいたんですけども、鳥取で国際シンポジウムをやりました。11月の末ですけども。そのときにアメリカの人が、やっぱりプラスチックの汚染の問題、プラスチック・ポリューションといのを海外では大きな問題になっているとこことで、その辺、今日のデータも漂着ごみのほとんどの割合はプラスチックだといこことで、早い時期に粉々になる状況以前に、気がついたら海の漂流ごみの段階で回収できるものはプラスチックはすればいかなという、戦略的にはプラスチックが最大の問題かなという気がします。プラスチックの製造、あるいは販売のことまで海外では指摘があって、できるだけプラスチックは使わないようにしましょうといこところまで議論がありましたけれども。

それから、資料の4のこころの1ページ目にありますが、発生抑制の対策に不法投棄をなくし、適正な処理レベルを向上させる必要があるという指摘は私もしたと思うんですけども、これに関してはどちらかといこやはり海外から来るものがまだまだ処理レベルが非常に低いので、不法投棄といこ意識がなく、適正な処理がされていないので、ごみ処理は川にしているとか、橋から投棄するのが普通の処理方法だといこようなこことで、国際協力機関が、JICA

が廃棄物の分野で協力しているんですけども、海ごみ対策という視点は全くまだないので、国際協力で破棄物の適正な処理を推進する上においても、日本の海ごみの対策にもなるので、海外の廃棄物の処理の協力にはこういう視点も入れるように情報発信したらいいかなと思います。

とりあえず以上です。

兼廣座長 ありがとうございます。田中委員から国際的な観点からの取組等について幾つかご意見があったんですが、何かありますでしょうか。

坂本海洋環境室長 田中先生、ありがとうございます。また7月と11月にはお世話になりました。鳥取で。ありがとうございました。

まず、震災漂流物の件でございますが、私どもの取組としてはご承知のとおり、3年間、今年度入れまして、平成23、24、25と漂流ごみのシミュレーションをやって、いつどこに流れていくかなというようなものを示しておりまして、これはNOAAとも協力しながら、ほぼお互いに納得のできるようなシミュレーションになっているだろうと思っております。また、田中先生も研究推進費でやっていただいておりますし、幾つかの類似の研究もございます。今後、これをきちんと系統立てて整理していくことが必要だろうと思っております。

それから、震災漂流物につきましては、来年度から実はもうアメリカにもハワイを含めて到達した。またこれから少しずつ到達をしていくと、さらにというような話もございますので、これについては到達したものがどういった悪さをするのか。特に昨年いろいろと話題になったのが、日本から流れていった漂流物に生物がついていると。それがアメリカ西岸の生態系に何らかの悪さをするのではないかとということで懸念をされているということもございます。ですから、私どもといたしましては、シミュレーションについては今年度限りと考えてはおりますけれども、その後継といたしまして、北太平洋海洋科学機関PICESに拠出をいたしまして、その拠出に基づいてアメリカ、カナダ、そして日本の科学者が連携に協力をしながら、先ほどお話ししたような北米西岸に流れ着いた震災漂流物がどのような状況にあるのか、どのような悪さをしているのか。特に日本から行った生物がどのような影響を今後与えていくのかということについて、3年間にわたり3カ国の科学者が共同による調査、研究を行っていただこうかと思っております。特に、アメリカ、カナダの科学者にはご活躍をいただいて、ご自分たちの納得いくような整理をしていただければと思っております、事実は事実としてしっかりと公表していけばいいというように思っております。

それから、プラスチックごみの件でございます。プラスチックごみについては私どもも実

は大変な関心を最近持ち始めております。多分、藤枝先生の感化があるかと思えますけれども、これについて、やはりプラスチックというのはある意味、物すごく便利なもので、人類が発明した中でもやっぱり優秀なものだろうと思っておりますが、頑丈過ぎてなかなか分解していかないということも一方であろうかと思えます。特に最近、私もいろいろ文献読ませていただきますけれども、藤枝先生ご指摘のとおり、分解し、小さくなったマイクロプラスチックの件については、あちらこちらでいろんな指摘が出てきております。これについては、私どもも来年度予算といたしまして、このプラスチックごみについての文献調査、もしくはフィールドでの調査を行っていくためのささやかなお金ではありますけれども、初めて計上させていただきました。

また、座長である兼廣先生などのご指導もいただきながら、今後、研究推進費も含めてそういった分野でのお金もとっていただければと考えておりました。これについては今後、プラスチック業界の方々も含めて、使うなという話にはならないので、できる限り使って行きながらも、環境への負荷が少なくなるような方策についてご相談させていただければと思っておりますし、ここは協力していくのが大事だろうというように考えております。

あと最後、国際連携の話でございます。日中韓の中でこの黄海、日本海、そして西太平洋でございますか。そういったところについては我が国は基本的に韓国、中国からごみを頂戴するというような立場になっているのは事実でございます。ただ、我が国からのごみもやはり太平洋をまたいでほかのところに行っているという事実もあるかと思えますので、私どもとしては川上、川下でいい人、悪い人ではなくて、お互いにそういった問題を抱えていると。当然、日本でも海ごみについて大きな社会問題ですけれども、韓国、中国でも同様な問題が起きていると思えますので、むしろ私どもとしては彼らと連携し、いろいろな情報を交換しながら、もしくはいろんなノウハウも交換しながら、結果として例えば中国、韓国でも海岸ごみが減れば、我が国に来るものも減るんだというような観点から、今後の協力をしていただければと思っておりますので、これについてはしっかり取り組む必要があると考えていますので、今後きちんと知恵を絞っていきたいと思っております。

以上です。ありがとうございます。

兼廣座長 はい、ありがとうございました。今、田中先生のご質問等に答えていただいて、よろしいでしょうか。化学汚染物質等のかかわりについては、今ご説明あったように、国際的にも非常に注目を浴びている問題ですので、日本でも今年度、委員会立ち上げて生態系への影響がどのくらいあるんだろうとか、あるいは汚染水の問題を詳しく検討される予定になってお

ります。

小島委員、どうぞ。

小島委員 今までのお話とも関連するんですけども、全体としてやはり事業者とか企業、業界の方のかかわりというのが文言上、まだ書かれ方が希薄で、行政とか民間団体というような、あと地方公共団体というのでは出てくるんですけども、例えば発生抑制対策のところには、専門の業界の方の関与というのは不可欠だと思いますし、普及啓発、広報等についても、今企業の社会貢献活動等で海岸清掃への参加等も活発になってきていますので、そういったところも改めて強調したいと思います。

それと、質問になるんですけども、これまでの議論の内容のところでも幾つかについては坂本室長から意見が出ていて、この答えに関してはこういう対応をしていますというご説明があったんですけども、2点ほど、進捗があったかどうかをお聞きしたいことがございます。その他のところで、4番の国が都道府県に対しての説明会や意見交換の会を開くべきという意見について、今後のご予定等がありましたら対応の予定をお聞かせいただきたいということと、それから3番の発生源である自治体が海岸漂着物対策に積極的に乗り出すための措置が必要だと。これ、過去の会議で私も意見として申し上げたんですけども、四つの県が海岸に面していながら地域計画等の策定をされていない。それが今後予定があるのかとか、例えば全くその対応が見られない県について、その理由が何であるのかといったヒアリングなどを国でなさっているのか。そういったところについて現状をお聞きしたいと思います。

坂本海洋環境室長 まず1点目の国が都道府県に対する説明会の話でございます。24年度補正で計上した100億円の基金、このときは説明会は開いておりますが、いわゆる毎年毎年、都道府県もしくは市町村の方々を一堂に会していただいて情報交換なりの会合、そういったものを行っているかという、今行っていません。ただ、正直申し上げて、非常に大事なことだと思っております、ここで空手形を打つんじゃないと言われるかもしれませんが、来年度からきちんとやっていきたいと思っておりますし、むしろ正直都道府県の方々からも望まれております、そのことは。そこは私どもの今後の対応について注目していただければと思っております。

それから、あまり取組を積極的にされていない県への聞き取りとか、対応状況についてですが、しております。しておりますが、何県がどうのこうのと言いつらいところがありますが、ある県からのお話は、いわゆる海岸漂着物の件については、さほど今大きな問題ではないのだと。むしろ、海底ごみ、漂流ごみ、そちらについては県としては関心が高いと。今回、基金事

業についてそのようなメニューがないということであるので、地域計画の策定は着手していないのだというようなご意見がありました。

兼廣座長 はい、ありがとうございました。補足しますと、多分もう地域計画を立てているのが33府県で、海なし県を除きますと9割近いんです。4県か5県はまだ地域計画立ててないです。今おっしゃったように重要性を、瀬戸内海であるとか、海底ごみに非常に注目している県などは、実は漂着ごみはそんなに意識されてない県もありますので、そういう意味ではかなりの県では、もう普及しているようだとは思っております。

小島委員 数字上は確におっしゃるとおりで、いろいろ取り組みが進んできたのは喜ばしいと思っているんですけども、カキの養殖パイプの発生源である県について、海外でも問題視されているにもかかわらず、状況が、なぜなのかなというのがわからないので、ここで特定の地名を挙げるのはやめておきますけれども、これはないんじゃないかなと、現場を知る者としては思います。補足の意見でした。

それとさっき、もう一つ意見がありました。この海岸漂着物処理推進法の中にあえて盛り込むほどのことではないのかもしれませんが、海岸ごみに困っている現場に行きますと、野焼き問題というのが現在もございます。特に対応が厳しいごみが多くて、人手がないようなところは、集めたものを回収に出さずに燃やしてしまうとか、対応し切れずに焼いてしまうということがいまだに横行しております。これは法律上、してはならんとなっていることですので、なかなか具体的に文言にしづらい部分だと思いますけれども、やはりプラスチックごみの問題の一つとして、いまだ海岸で進行する野焼き問題ということがありますので、それをどのように課題として共有していくかというのが重要だと感じています。

兼廣座長 いかがでしょうか。

坂本海洋環境室長 ありがとうございます。野焼き問題について、確かにあると思っております。ただ、これについては法律で禁止だということでやめていただかなきゃいかんわけで、パトロールはしっかりやっつけていかなきゃいかんというのが1点あるかと思います。

それから、やはり野焼きの問題というのは、一方で財政措置がしっかりしていて、それなりの費用が負担できるのであれば、それを適正に処理することも可能になってくるだろうと思っておりますので、そういった面では私ども関係省庁も含めて必要な予算を担保していくということが大事だろうと思っておりますので、ただ単にパトロールだけではなくて、二つ目にお話ししたような、財政の面でもご支援しながら、そういったものがなくなるようにしていければと思っております。

兼廣座長 よろしいでしょうか。私から1点だけ。漂着ごみについてはかなり法律も制定されて、財政的な措置取られましたので、非常に評価できる部分は多いかなと思うんですが、海ごみの中でやはり無視できないのは海底のごみの問題があって、これがどうしても法律にはひっかからないということで、放置されっ放しになっているというんでしょうか。これについてはどう対応できるものか、教えていただければと思うんです。

坂本海洋環境室長 ありがとうございます。私どもも大きな関心を持っております。海底ごみにつきましては、法律には入っておりませんが、平成21年に法律つくっていただいたときに、国会の附帯決議でちゃんと漂着ごみと同じように取り扱うようにということを決議していただいております。そういった面からすると、今まで私どもは実態調査という形で実態を明らかにしていくということをやってきましたが、今後についてどうしていくかという話になってまいりますと、いつまでも実態調査という話だけではすまないだろうと思っております。

ただ一方で、法律にこれを盛り込むという話になる、もしくは別の法律をつくるのか知りませんが、なかなか難しい面がございます。海岸漂着物については、基本的に海岸という部分について、いわゆる陸域でございますので、それぞれの都道府県の範囲も明確でございます。市町村の範囲も明確でございますし、そこには海岸管理者もおいでになります。海岸管理者の守備範囲というのは、その海岸プラス低潮時海岸線までということで、潮の引くところまでと、最大でもそこまでということになっておりますので、そこから沖合となってくると、なかなかそれに責任を持つところがない。もしくは、なかなか県境とか市町村境とか、もしくはそういったものはそもそも沖合に存在しないのではないかというような意見もある中で、じゃあどう法律を組み立てていくのかということについては、現状ではまだまだ勉強が足りないと思っております。

ただ、一方でいつまで調査を行っているんだというような話もございますので、私どもとしては、実際、漁師さん、もしくはその他の活動なさっている方が、海底からごみをお揚げになって、それを陸に持っていらっしゃる、もしくは持ってくると迷惑だということで、逆に怒られてしまうというような話も聞いておりますので、むしろそういう形で持ってきていただいたもの、もしくはそれぞれの地方公共団体等がきちんと地先の海をきれいにしていこうということで海底清掃などを行う場合については、しっかりと財政的な面でも支援していく必要が今後あるかと思っておりますので、この点については法律に入れるかどうかは別として、予算的な部分については、今後早急に検討して措置できるものは措置していかなくやいかんという

ように思っております。

以上です。

兼廣座長 ありがとうございます。海岸以上に海底とか漁場というのは生物資源にとっては非常に重要な場ですので、ぜひそちらにも清掃とか、環境美化が行き届くように取り組んでいただければと思います。

西島委員 今、室長がなかなか境界が難しいというお話をされましたが、それに関連して一言話したいと思います。

実は私、今年伊勢湾の答志島の漂流ごみの調査をさせていただきました。昨年平成 25 年は、久しぶりに漂流ごみの、また漂着ごみの多い年でした。この漂着ごみにつきましては、三重県、鳥羽市、横尾、そしてボランティアの方々が協力して答志島周辺の海岸の漂着ごみの処理をされておりました。いろんな方々にお話をお伺いすると、今漂着ごみの回収を難しくしているのは、漂着ごみと漂流ごみの線引きが難しいと。できるだけ漂着する前にとりたいんだけど、現在の制度の中では（漂流しているときに回収するのは難しい）漂着した後しか回収できないということで、県なり、市なり、皆様方の対応が何らかの形で制約されているということをお話をお伺いしました。そのときにあわせてぜひ私めに、いろんな会議があったら、そうした線引きを少しやわらかく柔軟に対応できるような措置を講じていただけないかというお願いをしてほしいというお話がございました。私は全く同感でございますので、ぜひ漂流、漂着、今、海底の話もございましたけれども、線引きを緩くして総合的に漂流、漂着、海底ごみが回収できるような取組を今後続けていただければと思っております。

とりあえずご意見というよりは、今年経験したこと及び要望されたことをこの場で申し上げてみたいと思います。

兼廣座長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

坂本海洋環境室長 西島先生ありがとうございます。実は私も鳥羽市市議員の方々、5、6人の方々にそのようなお話を、特に答志島ご出身の議員さんだったということで、お話、昨年の秋に伺っております。実は私どもといたしましては、そのようなお話を多方面から頂戴しておりまして、次のような見解を今年度示しております。海岸漂着ごみというのは必ずしも海岸に打ち上げられたものが海岸漂着ごみではないと。例えば垂直護岸や崖海岸であれば、ゴミが海岸に上がるわけがないので、そういった場所については、汀線に接したゴミ、もしくはその近くを浮遊しているゴミについては、既にそれは海岸漂着ごみであるというような整理をさせていただいて、そのようなものは、この基金事業で回収していただいても構いませんというお話

をさせていただきます。

また、さらに海岸清掃を行っているときに、例えば目の前で浮かんでいるごみ、少し沖合であったとしても、30メートル、50メートル沖合であったとしても、そういったごみが存在する、もしくは水の中に沈んでいるごみが存在する、そういったごみは、例えば翌日もしくは数日後には海岸に打ち上げられる可能性が高いというようなことであれば、もうそれはむしろ回収しないと二度手間になってしまうので、そのときに一緒に回収してくださいと。それに要する費用は基金事業の経費として見ていただいて構いませんというお話をさせていただきます。

既に三重県さんにもこの点はお話をさせていただきます。また、その他では海岸の後ろにある林なんかにも、海岸に漂着したものが風で飛ばされて、特に発泡スチロールなんかで真っ白になっているところもございます。そういったゴミも海岸漂着物の一環として処理・回収していただいて構いませんというお話もさせていただきますので、これまでよりは少し柔軟な運用になっているのではと考えております。

西島委員 ありがとうございます。三重県の方、そして鳥羽市の方々も来年以降、漂着ごみ対策が進むので、大変喜ぶだろうと思っております。どうもありがとうございます。

兼廣座長 ありがとうございます。意見も尽きないんですが、もう時間も4時半までを予定しておりますので、最後なんです、これまでの法律制定後、グリーンニューディール基金と財政措置等含めて、さらに見直しというか、現状の課題を含めて、今後改善していくべき点について事務局で一部何かお話とか、資料……。

坂本海洋環境室長 今、お配りしたいと思います。

兼廣座長 そうしたらご説明願えればと思います。

坂本海洋環境室長 ありがとうございます。平成21年7月にこの法律が制定され、そして平成24年7月で3年が経過したという形になっております。それを受けて、ご承知のとおり、法律の規定とかその他のことについて、3年目処に検討するようというような附則もございますので、昨年度2回、先生方にご検討いただいた経緯がございます。そして、今回もいろいろとご意見を頂戴しながら進めてきたわけですが、私どもといたしましては、この件については一旦整理をさせていただく。べつにこれで終わりということではなくて、将来必要になればさらに検討なりすればいいわけですが、一つ区切りをつけさせていただければと思ひまして、この専門家会議でお取りまとめをいただきたいという趣旨でございます。私どもとして案を用意させていただきますので、これに基づいて整理をしていただければと

思っております。

まず、私どもでご用意させていただいた案を読み上げさせていただきます。

まず整理として、2 ページ目の横の紙を見てください。別紙でございますが。都道府県並びに先生方から従来いただいているご意見等踏まえまして、大きく三つに今後やっていくべきことについて整理をさせていただきました。当然、この背景には先ほどお話しさせていただいた資料4とか、資料3の中にあつた都道府県の意見があるわけでございますが、それを大まかに分けさせていただけると、課題が三つくらい挙がってくるだろうと思っております。

まず課題1でございますが、発生抑制対策については更なる推進が必要であると先生方は考えておられるだろうと思っております。具体的には、長期的な視点に立って、関係省庁及び地方公共団体との連携・協力を努めるというご意見だろうと思っております。

課題2につきましては、必要な予算の確保と、しっかりと事業効果を把握するようにということがあろうかと思ひます。具体的に書きますと、各種調査も含め引き続き必要な予算の確保に努めるとともに、海岸漂着物に係る各種施策の効果を把握することが必要であると。

三つ目が、漂流・海底ごみの対策でございます。海岸漂着物と異なり、現段階では、地方公共団体等回収・処理の責任者をすぐに特定することは困難であるということをご理解賜れるかと思ひます。今後どうなっていくかわかりませんが、現段階では整理については非常に時間がかかるということでございます。ただ、一方、回収・処理に係る取組を早期に開始する必要性は高いということが先生方の一致したご意見だと理解しております。

このような三つの課題、もしくは方向性につきまして、最後のところでございますが、上記の整理を踏まえ、海岸漂着物については、現行の法及び基本方針を踏まえて、引き続き各種対策に取り組むと。現行の法律は各条文とも非常によくできていると私ども思っています。ただ、その各条文の規定を行政として具体的に執行していくに当たって、不足する部分とか、藤枝先生おっしゃっていたように幾つか新しい具体的な方向性を追加していくことが必要な場合も出てくるだろうと思っております。ですから、現行の法律なり個別の条文をしっかりと運用していく。もしくは現行の法律の趣旨を私どもとして実現するために更なる努力をする。そのようなことを常に念頭におきながら、引き続き各種対策に取り組むということが先生方のご指示だと理解しております。

また、漂流・海底ごみにつきましては、回収処理に係る取組みが可能となるよう、必要な支援措置について検討すべきであるということで、既存の法律の改正云々ではなくて、早く実行しろということをご指示いただいているのだと理解をしております。

以上のような観点から整理させていただいたものがこの別紙であり、これであれば先生方のご意見を正しく反映できているのではないかとということで、事務局として示させていただきました。

座長、以上でございます。

兼廣座長 ありがとうございます。現状の課題と今後の方針について、これは会議の取りまとめという形で提示していただいているわけですね。いかがでしょうか。委員の先生方からご意見とか。小島委員、どうぞ。

小島委員 課題1のところに関係省庁及び地方公共団体の後に民間団体とか、そういう言葉を入れていただくわけにはいかないでしょうか。

坂本海洋環境室長 入れさせていただきます。

兼廣座長 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。田中委員。

田中委員 海外との協力も必要ではないかと、発生抑制では。そのニュアンスがこれに入っておればいいですけど。

坂本海洋環境室長 この別紙は、先ほどお話しさせていただいたとおり、各先生方の具体的なご意見を整理し取りまとめさせていただいたものです。それから都道府県からいただいた個別の要望についても反映させていただいています。なお、今後開催される推進会議の場では、先生方や都道府県の個別の意見なり要望がこの別紙を取りまとめる基になったという意味合いも込めて、参考資料として出席者に提示することができないか検討させていただきます。

兼廣座長 田中委員、よろしいでしょうか。どうぞ、竹村委員。

竹村委員 大変よくまとまっていると思いますが、これをどこでインプットしていくかですね。一番最後の一層の努力を払われたいという、その専門家会議が誰に言っているのか。環境省だけなのか、関係省庁なのか、それともどういうところにこれが出ていくのか、ご紹介を。

坂本海洋環境室長 ありがとうございます。先程も少し触れさせていただきましたが、実は法に基づいて推進会議というものがございます。これは関係省庁の局長級で構成されるものでございます。昨年度からご検討を賜っているのは、その推進会議に対し専門家会議としての意見を出していただくということで取りまとめをしていただいているところでございます。今後は当専門家会議で取りまとめたいただいた意見を踏まえて推進会議を開きまして、そちらで先生方、もしくは都道府県の個別の意見・要望も適宜開陳、披露させていただきながら、今回取りまとめたいただいた専門家会議の意見を推進会議としてご了承いただくという形をとっていきたいと思っております。

兼廣座長 よろしいでしょうか、流れについては。ただ、委員の先生方も今日初めて、私も含めて見ましたので、専門家会議の意見として出すのであれば、若干余裕をおいていただいて、意見等を聞いて反映できる部分があれば修正をご検討願えればとは思いますが、いかがでしょうか。

坂本海洋環境室長 ありがとうございます。当然でございます。最終的な文言については、私ども事務局と座長にご一任いただければ幸いです、その前に先生方からはご意見をメール等、いろんな形があろうかと思いますが、頂戴したいと思います。時間も余裕を持たせます。ある程度余裕を持たせた時間をまたご通知させていただきまして、その間に頂戴したご意見については、反映させられるものがあれば反映させていければと考えております。

兼廣座長 いつごろまででよろしいでしょうか。

坂本海洋環境室長 10日ぐらいあればよろしゅうございますか。もう少しあったほうがよろしいですか。

兼廣座長 大丈夫のような気がしますが。10日間ぐらいじゃあ余裕を持っていただいて、それまでにご意見等くださいという。

坂本海洋環境室長 メールにて再度先生方にスケジュールについてはご連絡させていただきますので、よろしく願いいたします。

兼廣座長 お願いいたします。ちょうど4時半ぐらいになりましたが、先生から一言、最後におっしゃいますか。

長野委員 課題3なんですけれども、非常に特定することは困難と書いて、次に回収・処理に係る取り組みを早期にということで、この早期に回収するというのがイメージがなかなか、どういう地方公共団体だったら難しい、困難だと決めつけた中で取り組むという話、どういう取り組み方をするのかイメージがわからないので、その辺、もっと具体的に、これから具体的にやるんですけれども、具体的でもイメージがなかなか難しい、非常に難しいと思いますけれども。

坂本海洋環境室長 ありがとうございます。長野先生、そうですね。要は、例えばここからここまでの海域、例えば距岸12マイルでも距岸3マイルでもいいんですけども、あなたのところの責任ですよということで市町村と都道府県に話すと、そこはうちの海域ではないとか、いろんな議論が起きてこようかと思っております。ただ、他方、各都道府県、市町村とも地元には漁業を抱えています、マリンレジャーを抱えています。もしくは観光を抱えています。そういった中で海をきれいにしていきたいという思いは強く持っておられます。そういった中

で、例えば漁業者の方々が持ち帰ったごみを処理してあげたいんだけど予算的に担保できないとか、もしくは一斉に海底清掃をやっていきたいんだけど予算的な手当てがとかという話がございます。そういった市町村もしくは都道府県、もしくはNPOの方々も含めて、そういった活動を行いたいという真摯な思いを、できる限り私どもとしては支えていきたいと。それによって地方公共団体の境界の問題は横に置いておいても、結果として海底なり、海面がきれいになるような状況をつくるための支援措置について私ども、検討していければと考えております。

兼廣座長 取り組みが遅れていたからもうすぐにでもスタートさせましょうというような意味合いですね。

もう時間もまいりましたので、ご発言いろいろあろうかと思いますが、これで事務局にお戻しいたします。

多田海洋環境室長補佐 ありがとうございます。本会議の資料はホームページにこの後アップする予定となっております。また、議事録の確認についても、委員の皆様方にはよろしく願いいたします。

それでは、本日、お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございました。これにて終了といたします。

午後4時33分 閉会